

高圧ガス保安法の概要と都内対象事業所数

高圧ガスの製造から貯蔵、販売、移動、消費、廃棄に至るまで、ライフサイクル全般にわたって安全規制

○ 高圧ガスとは

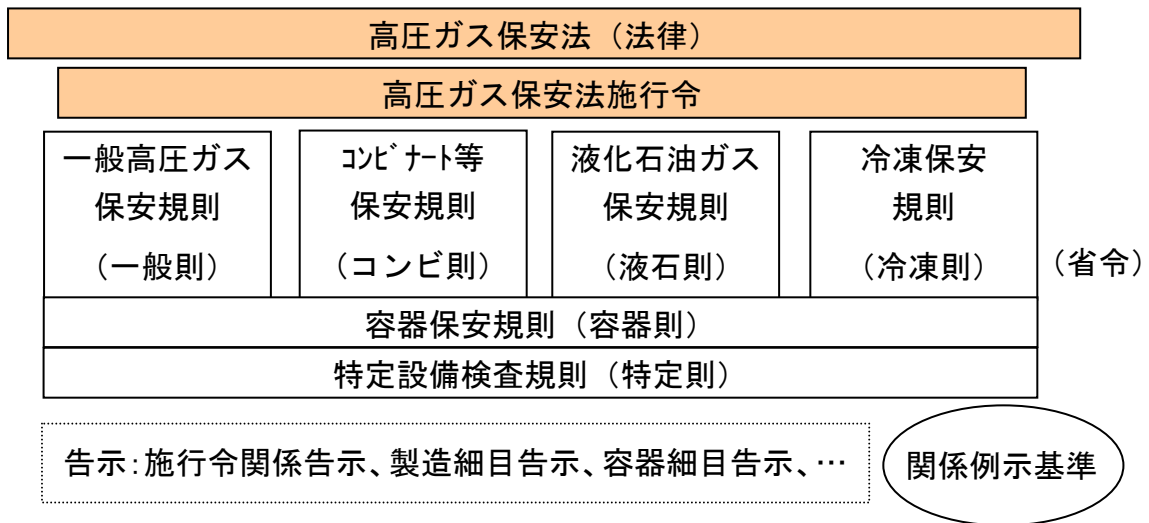
- ① 圧縮ガス（常用の温度で圧力 1 MPa(約 10 気圧) 以上、温度 35℃で圧力 1 MPa 以上)
- ② 圧縮アセチレンガス（常用の温度で圧力 0.2MPa 以上、温度 15℃で圧力 0.2MPa 以上)
- ③ 液化ガス（常用の温度で圧力 0.2MPa 以上、0.2MPa となる温度が 35℃以下)
- ④ 液化シアン化水素、液化ブロムメチル、液化酸化エチレン

○ 高圧ガス保安法の趣旨

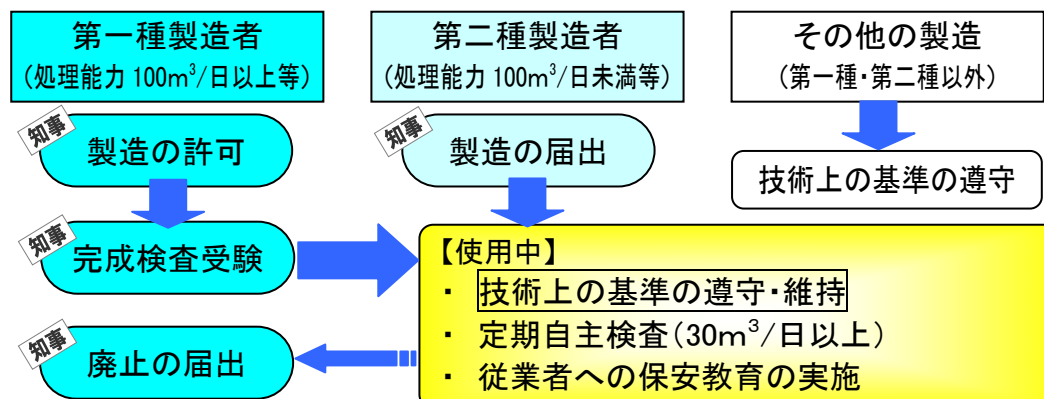
圧力という物理的な力に伴う潜在的危険性から、公共の安全を確保

（高圧ガスは、取扱いによっては爆発等の危険性があるため、法令の規制基準(技術上の基準)を遵守して取扱うことが大前提（毒性や可燃性などの追加の危険性のある高圧ガスはさらに厳重管理）

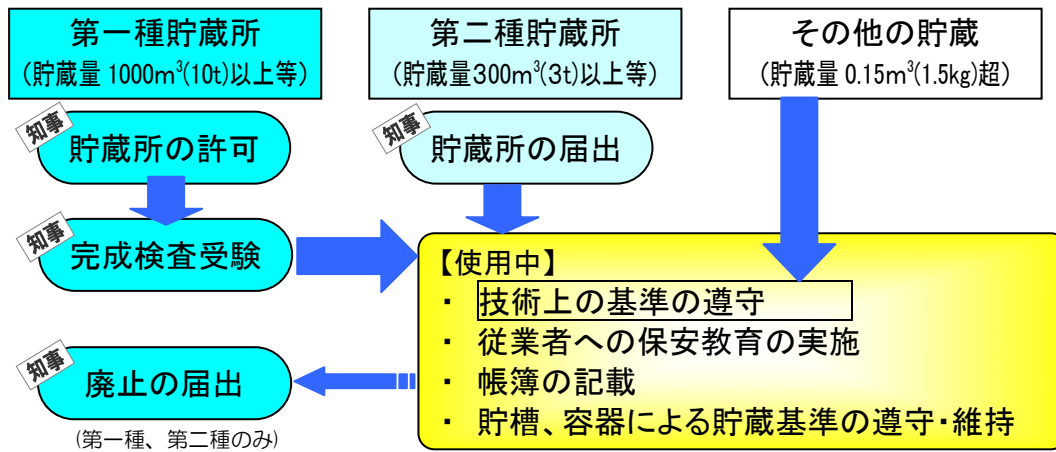
○ 高圧ガス保安法の構造



○ 製造に対する主な規制



○ 貯蔵に対する主な規制



高圧ガスの製造例(充てん)



充てんとは、圧縮機等によってポンペに高圧のガスを封入すること。
例：医療用の酸素、溶接・溶断用のアセチレン、LP ガス等

高圧ガスの貯蔵例



(資料) 経済産業省

○ 都内の高圧ガス保安法関係対象事業所数 (H23 年 3 月末現在)

区分	規制態様	事業所数 (合計)	内訳		
			一般ガス	冷凍ガス	LPガス
第一種製造事業所	許可	1,015	172	722	121
第二種製造事業所	届出	7,447	1,022	6,410	15
第一種貯蔵所	許可	130	114	0	16
第二種貯蔵所	届出	986	953	0	33
販売所	届出	9,482	2,770	4,981	1,731
登録容器検査所	登録	173	172	0	1
特定高圧ガス消費事業所	届出	146	131	0	15
合計	—	19,379	5,334	12,113	1,932

- (注) 1 販売所中の一般ガス欄には、一般ガスとLPガスの両方を販売する事業所が含まれる。
 2 一般ガスの種類 (例) 酸素、アセチレン、窒素、ヘリウムなど
 3 冷凍ガスの種類 (例) アンモニア、フルオロカーボンなど